

# 袋井市車両広告掲載要領（試行実施）

平成26年 2月28日  
決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、市が所有する車両に民間企業等の広告を掲載し、市有財産の有効活用をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、車両広告とは、市が所有し、管理している車両の側面を民間企業等に貸付け広告を掲載することをいう。

2 この要領に定める事項は、袋井市市有財産及び公の施設に関する規則（袋井市規則第42号）第70条に基づくものとし、同条に定める借用書は、この要領の袋井市車両広告申込書（様式第1号）「以下（申込書）という。」をもって充てる。

（申込者）

第3条 車両広告の申込みできる者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）又は個人事業主とする。

（公募方法）

第4条 車両広告の公募は、広報、ホームページその他の方法により行う。

（広告の規格等）

第5条 車両広告の規格、掲載車両及び場所、掲載料等は、別表に定める。

（広告の申込み）

第6条 車両広告を希望する者は、申込書に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

（1）法人又は個人事業主の概要（様式第2号）

（2）車両広告の原稿及びその内容を説明したもの

（掲載の決定）

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、資格、広告内容等を審査し、適当と認められたものについて車両広告の掲載を決定する。

2 市長は、前項の規定により、掲載の決定をしたときは袋井市車両広告決定通知（様式第3号）により、掲載不可の決定をしたときは袋井市車両広告不可通知（様式第4号）により申込者に通知するものとする。

（掲載内容の制限）

第8条 車両広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（1）法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

（2）公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

（3）人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

（4）政治性又は宗教性のあるもの

（5）公衆に不快感の念又は危害を与えるおそれのあるもの

（6）社会問題についての主義主張又は意見に関するもの

（7）消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

（8）青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

（9）前各号に掲げるもののほか、広告掲載にあたり市長が不適切と認めるもの

(掲載期間)

第9条 車両広告の掲載する期間は、1ヶ月を単位とし、12ヶ月（1年間）までとする。  
2 前項の期間を延長する場合は、予め申込書に記載の期日まで、期間を更新することができる。ただし、更新期間は最長24ヶ月までとする。

(掲載料の納入)

第10条 第7条の規定により車両広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、前項の掲載料を市長が指定する期日までに納付するものとする。

3 納付した掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、車両広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(掲載決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、広告主の掲載決定を取り消すものとする。

- (1) 市長が指定する期日までに掲載料を納付しなかった場合
- (2) 第6条の申込内容が虚偽であることが判明した場合
- (3) 車両広告の内容が不相当と判明した場合

(掲載内容等の変更)

第12条 広告主は、車両広告を差し替えるとき、又は第6条の申込書類の記載内容に変更が生じたときは、袋井市車両広告内容等変更届（様式第5号）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(広告主の責任)

第13条 広告主は車両広告の掲載内容に責任を負い、苦情、損害等が発生した場合は速やかにその解決又は賠償に当たらなければならない。

(掲載の取消し等)

第14条 広告主は、自己の都合により車両広告の掲載を廃止するときは、袋井市車両広告廃止申出書（様式第6号）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第11条第3号及び第4号に該当すると認めた場合は、当該車両広告を廃止するものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、車両広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月10日から試行する。

別表

掲載車両	掲載場所	規格	掲載枚数	掲載料
軽・普通車 (5台1組)	両面 後部ドア面 (5台分)	縦 30cm 横 50cm	10枚 (2枚×5台)	月額 10,000円 (年間120,000円)
軽・普通車 (5台1組)	片面 後部ドア面 (5台分)	縦 30cm 横 50cm	5枚 (1枚×5台)	月額 5,000円 (年間 60,000円)
軽・普通車 (1台)	両面 後部ドア面	縦 30cm 横 50cm	2枚	月額 2,000円 (年間 24,000円)
軽・普通車 (1台)	片面 後部ドア面	縦 30cm 横 50cm	1枚	月額 1,000円 (年間 12,000円)

\*広告掲載物の作成及び経費については、広告主の負担となります。

様式第1号（第6条関係）

袋井市車両広告申込書

年 月 日

袋井市長 様

申込者 住所 { 法人その他の団体にあつては、  
 その主たる事務所の所在地 }  
 氏名 { 法人その他の団体にあつては、  
 その名称及び代表者の氏名 } (印)

次のとおり車両広告の掲載を申し込みます。

広告内容	添付原稿のとおり	
掲載希望期間 (最長12ヶ月)	年 月 日から	年 月 日まで ( 月)
更新希望期間 (最長24ヶ月)	上記期間後の更新希望 ( <input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無)	
	年 月 日から	年 月 日まで ( 月)
掲載希望枠数	枠 (うち両面希望 枠)	
添付書類	<input type="checkbox"/> 法人又は個人事業主の概要 (様式第2号) <input type="checkbox"/> 車両広告の原稿及びその内容を説明したもの	
担当者連絡先	部署名称 所在地 氏名 電話番号	

様式第2号（第6条関係）

法人又は個人事業主の概要

（ 年 月 日現在）

ふりがな			
名称			
所在地	〒	電話番号	
代表者氏名 (団体の場合)		F A X	
設立目的			
沿革			
業務内容			

第 号  
平成 年 月 日

様

袋井市長 印

袋井市車両広告決定通知

年 月 日付で申込みのあった車両広告の掲載について、次のとおり掲載を決定しましたので通知します。

広 告 番 号	第 号
掲 載 期 間 (更新期間含む)	年 月 日から 年 月 日まで (ヶ月)
掲 載 枠 数	枠 (うち両面 枠)
掲 載 料 (更新期間含む)	円
掲載料の納入期限	年 月 日まで (同封の納入通知書によりお支払ください。)
掲 載 の 条 件	袋井市広告車両掲載要綱その他の規程に記載されている内容を遵守すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

袋井市長 印

袋井市車両広告不可通知

年 月 日付で申込みのあった車両広告の掲載について、次の理由により掲載ができないことと決定しましたので通知します。

掲載不可の理由	
---------	--

袋井市車両広告内容等変更届

年 月 日

袋井市長 様

申 込 者 住 所 氏 名

（ 法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地  
法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 ）

⑩

次のとおり袋井市車両広告の内容等の変更を届け出ます。

広 告 番 号	第 号
変 更 項 目	<input type="checkbox"/> 広告の差し替え <input type="checkbox"/> 広告掲載申込書等の記載内容の変更
変 更 内 容	(変更前)
	(変更後)

(注) 該当する変更項目にレ点をつけ、変更内容を具体的に記載してください。



様式第6号（第14条関係）

袋井市車両広告廃止申出書

年 月 日

袋井市長 様

申 込 者  
住 所  
氏 名

（ 法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地  
法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 ）

⑩

袋井市車両広告を廃止したいので、次のとおり申し出します。

広 告 番 号	第 号
廃 止 理 由	